

ポーランド週報

(2023年3月9日～2023年3月15日)

令和5年(2023年)3月17日

H E A D L I N E S

政治

憲法法廷、最高裁判所法改正案の審理を行えず
下院におけるローマ法皇ヨハネ・パウロ2世の名誉を守る決議の採択
選挙法改正案の成立
モラヴィエツキ首相のインタビュー記事
「法と正義」(PiS)、「未来-ポーランド」という選挙スローガンを発表
誰が選挙に勝つのかに関する世論調査
ラウ外相の韓国訪問
ウクライナへの戦闘機供与
アナコンダ23演習
モラヴィエツキ首相とヤコブスドゥッティル・アイスランド首相との会談
モラヴィエツキ首相とカリンシュ・ラトビア首相との会談

治安等

2022年における外国人犯罪件数について
ロシア特殊部隊の協力者を拘束との報道

経済

外国人局によるポーランドにおけるウクライナ避難民の最新データ
2月のインフレ率18.4%を記録
STH土地収用に対する反対意見
EUで最も食料自給率が高いポーランド
ポーランド、再エネ発電の記録更新
中欧のエネルギー安全保障に関するモラヴィエツキ首相の発言
EU気候変動政策に関するモラヴィエツキ首相の発言

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ
「たびレジ」への登録のお願い
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
マイナンバーカード取得のお願い
年金受給者の現況届提出について
有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて
衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙に伴う在外選挙の実施について(令和5年4月)(予定)
大使館広報文化センター開館時間
文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000

<http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

憲法法廷、最高裁判所法改正案の審理を行えず【8日】

8日、憲法法廷は、大統領が審査に付した最高裁判所法改正案の審理に取り組む予定となっていたが、当地ジェチポスポリタ紙によれば、15名の判事のうち9名しか出席せず、11名以上の判事出席という大法廷を開くために必要な条件を満たせなかったため、結論を出すことができなかった。憲法法廷内部では、プシウエンプスカ長官の任期を巡り対立が続いている。

下院におけるローマ法皇ヨハネ・パウロ2世の名誉を守る決議の採択【9日】

9日、下院は、ポーランド出身のローマ法皇ヨハネ・パウロ2世の名誉を守る決議を採択した。賛成271票、反対43票、棄権4票であったが、142名の下院議員は採決に加わらなかった。同ローマ法王については、TVNがクラクフ教区の同僚が子どもに対する性的虐待を行っていたことを知りながら黙認していたという報道を流し、議論を呼んでいた。「法と正義」(PiS)は、同ローマ法皇をおとしめてはならないとし、外務省がTVNの資本割合に占める比率が大きい米国の大使を召還するといったこともあった。

選挙法改正案の成立【9日・13日】

9日、下院は、上院から差し戻された選挙法改正案について審議・投票を行い、上院が付した意見を却下する形で採択し、大統領の署名へ送付した。13日、大統領府は、ドゥダ大統領が同改正案に署名したと発表した。同改正案では、選挙における投票率を上げることが目指されており、中小都市でも投票所へアクセスすることが容易になるような施策が講じられることになる。

モラヴィエツキ首相のインタビュー記事【13日】

13日、ガゼタ・ポルスカ紙は、モラヴィエツキ首相のインタビュー記事を掲載した。同首相は、ヨハネ・

パウロ2世に対して仕掛けられた攻撃は、自由なポーランドが依っている基盤を破壊するためにポーランド出身のローマ法皇の権威をおとしめることが狙いとなっていると述べた。また、同首相は、同ローマ法皇について、共産党の特殊機関が作成した資料は、信頼に値する証拠にはなり得ないと付言した。議会選挙に関して、同首相は、2019年と同様にシロンスク地方の選挙区から下院議員選挙に立候補すると宣言した。また、同首相は、「法と正義」(PiS)の選挙公約は有権者のために開く会合を通じて練られるものであり、発表は6~7月になる見込みであると述べた。さらに、同首相は、選挙におけるPiSの勝利は可能であるだけでなく、ポーランドの国益のために必要であると訴えかけた。

「法と正義」(PiS)、「未来-ポーランド」という選挙スローガンを発表【10日】

10日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、ワルシャワの党本部において、「未来-ポーランド」というスローガンを掲げ、選挙公約作成のために地方で有権者との会合を開いていくと発表した。同党首は、ポーランドをより強く安全にするためにはまだほかに何が必要なのかについて、PiSはポーランド人と何千回もの対話を行うと述べた。同党首による発表には、モラヴィエツキ首相やその他の閣僚たち、党の要職を占める議員らが同席した。

誰が選挙に勝つのかに関する世論調査【13日】

13日、ジェニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、ポーランド人は誰が選挙に勝つと考えているのかに関する世論調査結果を載せた。約52%が「法と正義」(PiS)、約27%が「市民連立」(KO)が選挙に勝つと考えているという結果が出た。また、選挙を経て誰が政府を作ると考えているかという質問に対しては、約42%がPiS(単独または連立)、約39%が野党であると回答したという。

ラウ外相の韓国訪問【13日~15日】

13日から15日にかけて、ラウ外相は、韓国を訪れた。韓国の朴振外交部長官との政治協議で、両外相は、何よりもまず政治面・経済面における二国間協力に関する問題について議論を行った。現在の国際情勢に関する協議において、ラウ外相と朴外相は、特にロシアによるウクライナ侵略とそれがアジア太平洋地域の安全保障状況へ及ぼす影響について意見交換を行った。ラウ外相は、ソウル訪問の一環として、金聖翰(キム・ソンハン)国家安全保障室長や権寧(クオン・ヨンセ)統一部長官と会談を行った。会談

の議題は、ウクライナでの戦争及び朝鮮半島をはじめとするアジア太平洋地域の安全保障状況についてであった。また、ラウ外相は、南北朝鮮を隔てる非武装地帯を訪れ、国連軍及びポーランドが加盟する中立国監視委員会の代表と会談を行った。

ウクライナへの戦闘機供与【14日】

14日、モラヴィエツキ首相は、ポーランドがウクライナにMiG-29戦闘機を今後4~6週間以内に供与する可能性があると述べ、ウクライナの同盟国が同国に対する軍事支援を次の段階に高めることにつ

いての合意が近づいていることを示唆した。

アナコンダ23演習【15日】

15日、ポーランド軍作戦司令部は、本年の最も重要な演習のひとつであるアナコンダ23演習が4月17日から5月16日までポーランド国内のドラフスコ・ポモルスキエ、ベモヴォ・ピスキエ、ウストカ及びノヴァ・デンヴァ演習場及びスウェーデン、リトアニア、ラトビア並びにエストニアで実施されることを明らかにした。演習にはポーランド軍10,000人を含む13,000人の兵士が参加することになる。

モラヴィエツキ首相とヤコブスドツィル・アイスランド首相との会談【15日】

15日、モラヴィエツキ首相は、ヤコブスドツィル・アイスランド首相とワルシャワで会談した。会

談では、アイスランドに住むポーランド人コミュニティの役割など、二国間の重要な問題及びウクライナ支援や国際協力について話し合った。

モラヴィエツキ首相とカリンシュ・ラトビア首相との会談【15日】

15日、モラヴィエツキ首相は、カリンシュ・ラトビア首相とワルシャワで会談した。両首相は、現在の二国間及び国際的な問題について議論した。会談では、東欧地域の安全保障を強化するための活動のさらなる展望について議論された。両首相は、NATO内の協力と、ロシアによる侵略に対抗するウクライナの防衛支援について話し合った。また、地域におけるエネルギーインフラの拡大と、両国のエネルギー安全保障の問題が提起された。

治 安 等

2022年における外国人犯罪件数について【13日】

国家警察本部の統計によると、2022年にポーランドで外国人が犯した犯罪件数は、約15,000件であったという。国籍別に見ると、ウクライナ人による犯罪が最も多く、次いでベラルーシ人、ジョージア人であったという。犯罪類型別で見ると、外国人による犯罪の中で特に多かったのが飲酒運転で、2022年は約4,700人が拘束され、うち約3,300人がウクライナ人であったとのことである。次いで多かったのが、窃盗(約2,600人)、薬物所持(約2,100人)であり、後者については、2021年の993件から2倍以上に件数が増加した。また、ジョージア人やウズベキスタン人のタクシー運転手による女性客への性的暴行も確認されているという。

ロシア特殊部隊の協力者を拘束との報道【15、16日】

15日、当地ラジオ局RMF FMIは、公安庁(ABW)がロシア特殊部隊のために活動していたとみられる

6名を拘束したと報じた。拘束された6名は、ポーランドの東部国境を越えてきた外国人とのことである。報道によると、線路に設置されたカメラが発見され、当該カメラで列車の動向を記録し、画像を送信していたという。同ラジオ局は、本件について、主にポドカルパツキエ県の一部の線路にカメラが設置され、ジェシュフ・ヤシオンカ空港周辺も含まれていたと報じた。同空港は、ウクライナに向けて輸送される西側の武器や弾薬の中継地点になっている。

16日、カミンスキ内務・行政大臣兼特務機関調整担当大臣は、本件に関する会見を開き、6名のほかにさらに3名を拘束したと発表し、容疑者らの任務について、ウクライナ向けの武器の輸送を特定、監視、文書化することが含まれていたと述べた。また、同国への装備、武器及び支援の供給を麻痺させることを目的とした陽動作戦を準備していたと明らかにした。さらに、容疑者らについて、ポーランド政府のウクライナ政策に反対するためのプロパガンダ活動を実行するよう命じられていた指摘した。

経 済

経済政策

外国人局によるポーランドにおけるウクライナ避難民の最新データ【16日】

ロシアのウクライナ侵攻と、戦争から逃れた人々による史上最大の国外脱出が始まって以来、140万人のウクライナ人がポーランドに長期滞在し、そのうち100万人がPESEL番号を取得していることが、外国人局のデータから判明した。戦争勃発後に到着した人々のほとんどは、一時的な保護を理由にポーランドに滞在したが、同数は現在993,500人で、女性と子供がこのグループの約87%を占め、13%は成人男性という統計結果であった。その避難民は、一時的な居住許可と永住(または長期居住)許可を

得て、ポーランドでは70万人以上のウクライナ人が合法的に働き、社会保障費と税金を納めている。戦争勃発直後、避難民は国境付近に最も多かったが、現在は主に大きな集積地のあるポーランド中西部に定住を移し、主にマゾヴィエツキエ県で、5人に1人が定住、ドルノシロンスキエ県、ヴィエルコポルスキエ県、マウォポルスキエ県、シロンスキエ県でそれぞれ10%、ルブスキエ県は3.5%、ポドラスキエ県は1.3%に過ぎないという統計結果が出た。

マクロ経済動向・統計

2月のインフレ率18.4%を記録【16日】

ポーランド中央統計局(GUS)は、2023年2月の消費者物価指数(CPI)が前年同月比18.4%上昇したと発表した。このインフレ率の上昇は、1996年12月以来の高水準となった。低い基準ベースの影響が非常に強いため、2月にインフレ率がピークを設定することは必然的な結論であった。2022年2月に

は、いわゆる「反インフレの盾」が効果を発揮し、CPIは前月比0.3%減となった。ベース効果は、特に自家用輸送機器の燃料価格の場合に顕著であり、1月の18.8%から2月は前年同月比30.8%の上昇となった。食品・非アルコール飲料の価格が今年1月の20.6%から前年同月比24%に加速した。

ポーランド産業動向

STH土地収用に対する反対意見【13日】

当地ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)と高速鉄道の立地地域の住民の苦境に関する記事を掲載した。各地の地域コミュニティの代表や野党議員は、土地収用に対する補償が土地や建物の価値を適切に反映していないと主張している。補償金では新しい住宅の購入や建設はできず、大規模な土地収用は地元の不動産市場を混乱させる可能性が高いという。地元住民の多くは、土地が収用されれば移住を検討すると述べている。収用法の改正案は上院で否決され、現在は下院で棚上げにされている。同改正案は住宅の最低補償額を10万ズロチに引き下げ、数百万ズロチの国からの補償金を節約するものである。

野党会派「市民連立」(KO)のラセク議員は、STHと高速鉄道プロジェクトが、現在複数の拠点からなる交通システムを脅かすものであり、これらの投資は経済的な正当性がなく、需要に見合ったものではないと批判した。同議員は、KOは選挙後(勝利した場合)、投資計画の監査を実施する予定で、最終的に投資の実行よりも解約金を支払う方が有益であるこ

とが判明した場合、契約の修正、あるいは解約を検討することとしている。

EUで最も食料自給率が高いポーランド【14日】

仏金融グループであるクレディ・アグリコルの専門家が、国際連合食糧農業機関(FAO)のデータを用いて、穀物、植物性脂肪、動物性脂肪、牛乳、卵、肉、果物、野菜、魚介類のカテゴリー別にEU各国の自給率を算出したところ、ポーランドはEUの中で食料生産の自給率が最も高いスコアを達成した。9つのカテゴリーのうち7つのカテゴリーで食料生産が自給されており、国内生産で内需を満たせないのは、「魚介類」と「植物性油脂」のカテゴリーだけであった。これはポーランドの農業生産構造が他のEU諸国と比較して非常に多様であることを示している。ポーランドに次ぐ2位はオランダであった。ポーランドは2022年に155億ユーロの食料品の貿易黒字を計上し、2021年の126億ユーロから増加(前年比23%)、ポーランドのGDPの2.4%に達したと報告書は指摘している。

エネルギー・環境

ポーランド、再エネ発電の記録更新【12日】

12日、冬の再生可能エネルギーによる発電量の記録が更新された(風力発電と太陽光発電の合計で11GWh、総エネルギー需要の約63%)。一方、ポーランド電力業界は、追加のグリーンエネルギーを管理できておらず、今回は余剰分の輸出などで対処したが、エネルギー貯蔵の必要性は益々高まっている。国営電力会社のPEGは最も野心的な計画を持っており、2030年までに総容量800MWの蓄電施設を導入する見通し。

中欧のエネルギー安全保障に関するモラヴィエツキ首相の発言【15日】

15日、モラヴィエツキ首相は、ポーランドとウクライナの政府と大手エネルギー企業の代表による、将来のエネルギー安全保障に関するポーランド・ウクライナ・パートナーシップ会議に出席し、ポーランドは中欧のエネルギー及びエネルギー安全保障の提供者として、同地域のエネルギーハブ(特にガス)にな

ることを目指していると述べた。また、政府の計画は既に建設されているインターコネクターやガスパイプラインに加え、近代的な原子力発電所の建設に対する国による未来への投資に基づいていると指摘した。

さらに、ポーランドとチェコは、Stork II ガスインターコネクターやその他の両国間のエネルギーブリッジを建設するプロジェクトについて、両国の共同プロジェクトに戻すことを計画していると付け加えた。同首相によると、ウクライナや近隣諸国とのエネルギー協力はポーランドの国益に関わる要素でもあり、既にウクライナにおける共同ガス採掘・探査プロジェクトに招かれていて、平和になればこのようなプロジェクトが可能であり、協議は西ウクライナのガス探査を含むさまざまな分野に関わると語った。

EU気候変動政策に関するモラヴィエツキ首相の発言【15日】

15日、モラヴィエツキ首相は、EUの気候変動政策はEU全体の経済政策の中核であり、EUを知る人

は皆、気候変動政策を放棄しようと思えば、事実上、EUを離れることと同じになることを知っているため、EUの気候変動政策を放棄することはできないと述べた。さらに、EUの気候変動政策の放棄を語る「急

進派」は、意識的にせよ、そうでないにせよ、我々をポレクジットの物語に押し込もうしているが、これを許さないことであると付言した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号:22-696-5005(受付時間:月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙に伴う在外選挙の実施について(令和5年4月)(予定)

1 投票することができる方

(1)参議院議員補欠選挙(大分県選挙区)

大分県内の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方

(2)衆議院議員補欠選挙

千葉県第5区、和歌山県第1区、山口県第2区または山口県第4区の選挙管理委員会名と衆議院小選挙区が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

2 在外選挙の日程

告示日:2023年4月11日(火)(予定)

在外公館投票日(当館の投票日):2023年4月12日(水)(予定)

日本国内の投票日:2023年4月23日(日)(予定)

3 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。皆様にあった投票方法を知るには以下の投票方法のページをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

4 詳細

衆議院議員補欠選挙:<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100474201.pdf>

参議院議員補欠選挙 <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100474198.pdf>

[お知らせ]大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日（日）～2023年4月10日（月）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

【予定】展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日（金）～7月30日（日）】

ポズナン国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催されます。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細：<https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

【予定】ポフシン植物園での日本月間【2023年4月1日（土）～30日（日）】

ポーランド科学アカデミーのポフシン植物園にて「日本月間」が開催されます。様々な写真展・ワークショップ・コンクールや花見等が実施されます。

主催：ポーランド科学アカデミー植物園・ポフシン生物多様性保全センター

場所：PAN Ogród Botaniczny – Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwka 2, Warszawa

詳細：www.ogrod-powsin.pl/

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)